様式第2号(第4条関係)

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

身延町長

利用者負担額減免決定(却下)通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった利用者負担額減免申請について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 教育・保育給付認定子どもの氏名 |  | 保育所名 |  |
| 利用者負担額減免の決定（却下） | 決　定　　　　　　　却　下 |
| 減免内容 | 　1　全額　2　一部　　　現在の利用者負担額　　　　　　　　　　　円　　　　　　　減　　　 免 　　　額　　　　　　　　　　　円　　　　　　　決定後の利用者負担額　　　　　　　　　　　円 |
| 減免する期間 | 　　　　　年　　　月分から　　　　　　年　　　月分まで |
| 却下の理由 |  |

（教示）

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に身延町長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する身延町長の決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。